旭川市多数給食施設設置等届出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)第18条第2項に基づき、健康増進法第20条に定める特定給食施設以外の特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施に必要な指導及び助言を適切に行うため、当該施設の設置等に係る届出に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 特定給食施設以外の給食施設で特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設(以下、「多数給食施設」という。)とは、1回50食以上又は1日100食以 上の食事を概ね週4日以上かつ1か月以上継続して供給する施設とする。

(多数給食施設の設置の届出及び届出事項)

- 第3条 多数給食施設の設置者は、その事業の開始の日から1月以内に、次の事項を記載 した給食事業開始届出書(様式第1号)により届出を行うものとする。
- (1) 給食施設の名称及び所在地
- (2) 給食施設の設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、設置者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 給食施設の種類
- (4) 給食の開始年月日
- (5) 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- (6) 管理栄養士及び栄養士の員数
- 2 前項に規定する届出は、旭川市長に行うものとする。

(多数給食施設の変更、休止、廃止の届出)

- **第4条** 多数給食施設の設置者は、前条の届出事項に変更を生じたときは、変更の日から 1月以内に給食事業届出事項変更届出書(様式第2号)により届出を行うものとする。
- 2 多数給食施設の設置者は、給食を休止し又は廃止したときは、休止又は廃止の日から 1月以内に給食事業休止・廃止届出書(様式第3号)により届出を行うものとする。
- 3 前2項に規定する届出は、旭川市長に行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年 6月 6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3年 1月14日から一部を改正する。
- 3 この要綱は、令和 7年 4月 1日から一部を改正する。

(2) 栄養士

給食事業開始届出書

日

((あて先) 旭川市長		年	月
	全所 多数給食施設設置者 氏名			
	(法人にあっ 並びに名称)	ては、主た 及び代表者	る事務所の氏名	所の所在地
	給食事業を開始したので、多数給食施設設置等届出要綱 のとおり届け出ます。	第3条第1章	頃の規定	定により、
1	給食施設の名称及び所在地			
2	施設の種類(該当する施設に〇印をつけてください) (1)学校 (2)病院 (3)保育) (4)社会福祉・介護老人保健施設 (5)一般; (6)矯正施設 (7)寄宿舎 (8)事業) (9)その他(給食センタ [、] 所		
3	給食開始年月日 年	月		日
4		サービス、) 、1日		含む
5	管理栄養士及び栄養士の員数 ※施設の採用人数のみ (1)管理栄養士 人	(委託業者	は含めた	ひい)

人

4 変更事項

給食事業届出事項変更届出書

(‡	って先)旭川市長			年	月	日
	多数給食施設設	住所 置者 氏名 送人にあっ ² 並びに名称	ては、主た 及び代表者	たる事務) 斉の氏名	所の所在:	地)
給食事業の開始届出事項に変更があったので、多数給食施設設置等届出要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。						
1	給食施設の名称					
2	給食施設の所在地					
3	変更年月日	年	月	日		

(注)変更事項については、新旧の対照を明らかにしてください。

給食事業休止·廃止届出書

(ま	って先)旭川市長		年	月	日
	多数給食施設	住所 設置者 氏名			
		(法人にあって 並びに名称及	は、主たる事 び代表者の氏	- 務所の所在 :名	地
	合食事業の開始届出事項に変更があった()規定により、次のとおり届け出ます。	ので、多数給食施	設設置等届出	要綱第4条	第2
1	給食施設の名称				
2	給食施設の所在地				
3	給食開始年月日	年	月	Ħ	
4	給食の休止・廃止の年月日	年	月	日	

5 給食休止・廃止理由